

事業事前評価表

1. 案件名

国名： ミャンマー連邦共和国

案件名： ティラワ経済特別区 (Zone B 区域フェーズ 1) 開発事業 (海外投融資・融資事業)

L/A 調印日： 2017 年 8 月 14 日

借入人： Myanmar Japan Thilawa Development Ltd.

2. 事業の背景と必要性

ミャンマー連邦共和国(以下、「ミャンマー」という。)は長年、国際的な孤立により経済発展が制約されてきたが、2011 年 3 月の民政移管以降、民主化・市場経済化に向けて急速な進展を見せている。ミャンマー政府は、ミャンマーの経済成長を通じた国民の所得向上を実現する上で、海外直接投資の誘致を重視しており、特にティラワ、ダウエー、チャオピュー等の経済特別区(以下、「SEZ」という。)開発による外国企業誘致促進を方針として掲げている。このうち、ヤンゴン都市圏に隣接するティラワ SEZ(全約 2,400ha)は、豊富な労働力及び既存の産業集積、また既存港湾が活用できること等が利点となっており、海外直接投資の増加、雇用創出などにつき高い開発効果が見込まれる。ミャンマー政府はティラワ SEZ 開発において、高い技術力を有し、アジア各国の工業団地で雇用創出の実績を持つ日本企業の進出を期待しており、日緬両国間の国家プロジェクトとして優先的に早期に開発を推進してきた。2016 年 3 月に国民民主連盟により政権交代が行われたが、現政権も引き続き海外直接投資の促進を政策に掲げており、ティラワ SEZ の重要性に対して理解を示している。

ティラワ SEZ については、2012 年 12 月に日緬両政府間で協力覚書に署名がなされ、両国政府が協力する国家プロジェクトとして開発が進められている。2014 年 1 月には早期開発区域 (Zone A、405ha) の開発を行う日緬共同事業体、Myanmar Japan Thilawa Development Ltd.(以下、「MJTD」という。)が設立され、当機構は 2014 年 4 月に MJTD に対して海外投融資制度による出資を承諾している。MJTD は 2015 年 9 月に Zone A を開業し、更に 101ha の工業団地開発をティラワ経済特別区 (Zone B 区域フェーズ 1) 開発事業(以下、「本事業」という。)として実施することが MJTD 株主間で合意されている。

Zone A については、当初 2014 年から 2022 年までの 9 年間をかけて販売する予定であったが、2017 年 7 月末時点での販売実績が 312ha(販売可能面積の 93%。入居企業数は 75 社。)となり、2017 年度中の販売完了を見込んでおり、計画の大幅な前倒しが想定されている。

日本政府の対ミャンマー経済協力量針(2012 年 4 月公表)においても、「持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備等の支援を行う」との方針が示されているが、本事業は、ティラワ地区における SEZ 開発に係る融資を行うことにより、海外直接投資を促進し、持続的経済成長に寄与するものであり、上記方針に合致している。

上記のとおり、本事業は日緬両政府間での共同実施合意に基づく事業であり、直接投資の増加、雇用創出などにつき高い開発効果が見込まれるなど、ミャンマー政府の開発方針並びに我が国の支援方針に合致しており、また SDGs ゴール 8(経済成長)、9(インフラ)及び 17(パートナーシップ)に貢献すると考えられ、支援の必要性は高い。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本事業は、ミャンマーのヤンゴン市近郊(市街中心部から南東約23km)に位置するティラワ SEZ において、Zone B フェーズ 1 区域(101ha)を対象に工業団地開発・販売・運営事業を行うことにより、同区域への企業進出促進を図り、もって同国の産業基盤の強化や雇用創出など持続的な経済発展に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

ヤンゴン地域ティラワ地区

(3) 事業概要

事業計画の概要:ティラワ SEZ において、Zone B フェーズ 1 区域(101ha)の工業団地の建設、販売、運営・維持管理を行う。

(4) 事業実施スケジュール

2017 年 8 月融資契約締結、2018 年 7 月 Zone B フェーズ 1 区域完工・開業開始予定

(5) JICA 海外投融資による支援の必要性

本事業は、日緬両政府間での共同実施合意に基づくプロジェクトであり、海外直接投資の増加、雇用創出などにつき高い開発効果が見込まれる。一方、Zone A については開発、販売ともに順調に推移しているが、ミャンマーにおいては、民主化後初の政権交代が行われたばかりであり、民間金融機関にとっては、依然としてカントリーリスクが高い状況である。従って、工業団地事業という需要リスクを包含する本事業について、既存の金融機関のみでは長期の融資を行うことは困難である。また、本事業においては、関連法制度やインフラ整備等、Zone A に引き続きミャンマー政府より様々な協力を得ながら進める必要があり、民間企業のみで事業を推進していくことは困難である。このように、当機構には民間企業のみでは負えないポリティカル・リスクや事業リスクを補完すること等が期待されており、海外投融資による支援の必要性は高い。

(6) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 : A

② カテゴリ分類の根拠 : 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月公布)に掲げる工業開発セクター及び影響を及ぼしやすい特性(大規模自発的住民移転)に該当するため。

③ 環境許認可 : 本事業に係る環境影響評価(EIA)報告書は、日ミャンマー共同事業体(MJTD)により作成され、2016 年 6 月にティラワ SEZ 管理委員会(TSMC)により承認済み。

④ 汚染対策 : 大気質、水質、騒音・振動、廃棄物等の影響が想定される。これらに対し、工事中は、散水、汚水処理タンクの設置、夜間工事の回避等の緩和策が実施される。また、供用時は、MJTD が国内法及び EIA に沿って作成する内規により、各入居企業が遵守すべき環境基準が定められる予定であり、当該内規に従い、各入居企業により廃棄物の適正な処理等の緩和策が実施されるほか、各入居企業により一次処理された排水を MJTD が中央排水処理施設で処理する

- などの緩和策が実施される。これらにより、国内基準等を満たす見込み。
- ⑤ 自然環境面：事業対象地域は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、保全すべき重要な自然環境への影響は最小限であると想定される。
 - ⑥ 社会環境面：78 世帯（303 名）の非自発的住民移転及び約 30ha の用地取得（被影響住民は、98 世帯（385 名））を伴い、JICA ガイドラインに沿って作成された住民移転計画に沿って、土地・建物に対する再取得価格での補償、農作物等に対する市場価格での補償等が行われる。移転地は、現在実施中の先行事業（Zone A）の際に移転地として使用した地区（メインタヤー地区）を予定している。農地の喪失等により生計回復を必要とする住民に対しては、職業訓練等の支援が実施される。住民協議では、補償額等について未だ一部住民との折り合いがついていないものの、事業実施に関しての大きな反対意見はなく、被影響住民の意見を踏まえた補償・支援内容が策定されている。
 - ⑦ その他・モニタリング：環境面については、工事中は、MJTD が大気質、水質、騒音・振動等を、また、供用時は、MJTD 及び入居企業が大気質、水質等をモニタリングする。また、社会面については、ヤンゴン地域政府及び TSMC がモニタリングを実施する。
- 2) 貧困削減促進：誘致企業による雇用創出により地域住民の生活水準の向上が見込まれる。
 - 3) 社会開発促進（ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等）：特になし。
 - (7) 他ドナー等との連携：特になし。
 - (8) その他特記事項：特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

運用効果指標

指標名	基準値(2016 年)【実績値】	目標値（2024 年：販売完了後4年）
開発面積(ha)	0	101
販売面積(ha)	0	80
雇用創出数(人)	0	6,055

(2) 定性的効果

日本とミャンマー経済交流の促進効果や、ミャンマーの民間企業への技術移転が見込まれる。

5. 外部条件・リスクコントロール

(1) 関連インフラに係るリスク

本事業に必要なインフラ整備については、官民で役割分担をして整備予定であるが、官が円借款等を活用し整備予定の上水、電力、道路、港湾、通信等の周辺インフラ整備の準備状況を注意深くモニタリングするとともに、政府間協議(ティラワ SEZ 日緬調整委員会)

等を通じて、ミャンマー政府に繰り返し、スケジュールどおりの関連インフラの完工及び供用開始を求めて行く。

(2) 販売リスク

Zone A の販売が好調であり、販売好調の要因について本事業においても通用すると考えられること、既に確度の高い引き合いがあること、Zone A と比較して保守的な販売計画となっていること、ミャンマーにおける他 SEZ の開発が進んでいないこと、ミャンマーのマクロ経済について引き続き高い成長性が見込まれることなどから、販売が計画から大きく下振れするリスクは限定的であると考えられる。

6. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

「ベトナムにおける工業団地建設運営事業」においては、中核企業が事業運営に強いコミットメントを示し、株主間で意思決定をスムーズに行える体制を整えたことが円滑な推進に役立ったこと、また、ターゲット業種の著名な日系企業が同団地に進出した結果、団地の価値が高まり、関連部品メーカー等の進出が促進され、世界的な経済の好調と相まって早期完売が実現したという教訓が得られた。本件では、日本側 3 商社及びミャンマー側企業が中核として強い推進力を持って進めており、販売促進も行っている。また、日本側 3 商社及びミャンマー側企業が互いに取締役や中核ポストに職員を派遣し、迅速に意思決定を行いながら、事業を推進している。

7. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標：

- 1) 開発面積 (ha)
- 2) 販売面積 (ha)
- 3) 雇用創出数 (人)

(2) 今後の評価のタイミング：販売完了後 4 年

以 上